令和8年 富士見町 訓令　　第　10　号

富士見町電子契約事務処理要領をここに公布する。

令和8年10月19日

富士見町長　　渡　辺　　葉

富士見町訓令第10号

富士見町電子契約事務処理要領

（趣旨）

第1条　この要領は、電子契約サービスを利用して行う町の契約の締結について、必要な事項を定めるものとする。また、この要領に定めのないものについては、それぞれの入札等に係る実施要領等の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　サービス提供事業者　電子契約サービスを提供する事業者をいう。

(2)　電子署名　電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。

(3)　タイムスタンプ　サービス提供事業者が電子署名を付与する際に利用する電子的な時刻証明をいう。

(4)　電子契約サービス　サービス提供事業者が町及び契約相手方の指示を受けてサービス提供事業者自身の署名鍵による電子署名を行う事業者署名型電子契約サービスをいう。

(5)　電子契約書　法令に定める措置を講じた電磁的記録により作成する契約書をいう。

(6)　契約書一式　紙で契約書を作成・製本する場合と同一のものをいう。

(7)　アカウント　電子契約サービスに接続するための権利をいう。

(8)　パスワード　電子契約サービスに接続するために必要となる暗証番号をいう。

(9)　承認者　契約相手方に電子契約書を送信する際、当該電子契約書が決裁を得たものと相違ないことを確認し承認する者をいう。

(10)　担当者　契約相手方に電子契約書を送信する等、電子契約サービスを利用した契約手続の実務を主に行う者をいう。

（対象とする契約）

第3条　電子契約サービスは、町の締結する契約に利用できるものとする。ただし、書面で行うことが法令等で規定されているもの及び契約期間が10年を超えるものを除く。

（電子契約の運用管理者）

第4条　電子契約サービスの運用及び管理のため、電子契約サービス運用管理者(以下「運用管理者」という。)を置き、企画財政課長をもってこれに充てる。

2　運用管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)　電子契約サービスの利用可能な状態の維持

(2)　電子契約サービスの安全性及び信頼性の確保

(3)　電子契約サービスの効率的な運用及び適正な管理

(4)　その他電子契約サービスの適正な運用を図るために必要な事項

(承認者の設置)

第5条　所属ごとに承認者を置き、所属長又は所属長が指定する者をもってこれに充てる。

(アカウント等の取扱い)

第6条　アカウントは、運用管理者が設定し、各所属に付与する。

2　アカウントの変更は、運用管理者が行う。

3　アカウントの取扱いは、担当者が適正に行う。

4　パスワードの管理、設定及び変更は、運用管理者が行う。

5　担当者は、パスワードを他者に知られないように厳重に管理する。

(電子メールの確認)

第7条　担当者は、契約の相手方に電子契約を利用するか否かの意向の確認を行う。入札により落札決定を行う場合は、落札者への通知に併せて意向の確認を行い、入札を行わない場合は、契約の相手方に対する契約の申入れに併せて意向の確認を行う。

2　担当者は、契約の相手方から電子契約による契約の締結を希望する回答が得られた場合、契約の相手方から電子契約同意書兼メールアドレス確認書(別記様式)により、電子契約による契約締結の同意及び契約の相手方の指定する電子メールアドレスの報告を受けるものとする。

(電子契約書のアップロード)

第8条　担当者は、次の手順で電子契約書のアップロードを実施する。

(1)　所属の電子メールアドレス及びパスワードにより、電子契約サービスにログインする。

(2)　ＰＤＦに変換した決裁済みの契約書一式をアップロードする。契約書様式に「収入印紙」「印」の記載がある場合は、削除する。

(3)　書類情報、契約の相手方の詳細情報等を入力し、電子契約書の送信順等の設定を行う。

(4)　契約書一式の送信を、原則として、契約の相手方から承認者の順で行う。

(5)　契約の相手方のメールアドレス、氏名及び会社名は、提出された電子契約同意書兼メールアドレス確認書を基に確認を行い送信する。

(契約内容の確認・承認)

第9条　契約の相手方は、電子契約サービスから送信されたメールに添付されているＵＲＬから、アップロードされた契約書一式が事前に調整したものと相違ないことを確認し、承認するものとする。ただし、アップロードされた契約書一式が事前に調整したものと異なるなど誤りがある場合は、承認せずに、速やかに担当者に連絡するものとする。

2　承認者は、電子契約サービスからメールが送信されたときは、速やかに、アップロードされた契約書一式が決裁を受けたものと相違ないことを確認し、承認するものとする。承認者の承認により、アップロードされた契約書一式に電子署名及びタイムスタンプが付与され、契約が締結される。

(契約の締結)

第10条　契約が締結されたときは、担当者は、電子契約サービス上の「締結済み」フォルダにより、締結された電子契約書の内容、契約締結日等を確認するものとする。

(電子契約書の保存)

第11条　電子契約における契約書の正本は、電子契約サービス上に保存される電子契約書とする。

2　担当者は、契約締結後、電子契約サービス上の電子契約書及び合意締結証明書をダウンロードし、適切に保存するものとする。

3　電子契約サービス上に保存された電子契約書のデータは、サービス提供事業者から提供を受けた企画財政課が適切に保存し、管理する。

(電子契約書の修正)

第12条　担当者は、契約内容の修正(誤字又は語句の修正等)が生じた場合は、新たな契約書一式及び修正・削除内容等を電子契約サービスにアップロードし、電子契約手続を行うものとする。なお、修正後の契約書の契約締結日は、修正前と同日にする。

(変更契約)

第13条　担当者は、電子契約締結済みの契約に変更が生じた場合は、変更契約書について電子契約の手続を行う。

(契約の解約又は契約の解除)

第14条　担当者は、契約の解約又は契約の解除となった場合は、電子契約サービスでは通

知ができないため、別途通知する。なお、解約前又は解除前の電子契約書は、電子契約サービスでの保管を継続する。

附　則

この要領は、令和8年12月1日から施行する。